

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	特例容積率適用地区内において指定を受けた特例容積率の指定の取消し	
根拠法令・条項	建築基準法第57条の3第2項	
所管課	建築安全課	
審査基準	本市には、都市計画において特例容積率適用地区を定めた区域はなく、今後の見通しも不明確であるため、現時点で、審査基準を定めるのは不合理であり、困難であるため、法の規定どおりとする。	
標準処理期間	標準処理期間	60日を原則とする。
	標準処理期間を設定できない理由	